

専決処分の報告について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）

1 工 事 名 青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事
 <工 期> 令和3年7月6日から令和4年3月31日まで
 <相手方> 株式会社桜井工務店 代表取締役 川崎 幸治
 （青森市桂木三丁目23番地5）

2 変 更 内 容

敷地西側境界沿いにコンクリート塀を設置するため地盤を掘削したところ、コンクリート製水路が埋設されていることが判明したことから、コンクリート土留めの設置に変更し、また、西側境界沿いに植栽する計画であった樹木についても、同様に埋設されている水路が支障となることから、植栽を取り止めることとするため減額となり、変更契約を行ったものである。

3 変 更 契 約 額

当 初 契 約 額 159,539,068円（税込）
 変 更 後 契 約 額 155,298,000円（税込）
 変 更 契 約 額 ▲4,241,068円（税込）（当初比 2.66%の減額）

4 専 決 処 分 日 令和3年11月2日

○地方自治法
 [議会の委任による専決処分]
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)
 平成17年4月14日指定
 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分とするものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分等で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの
 二～八(略)

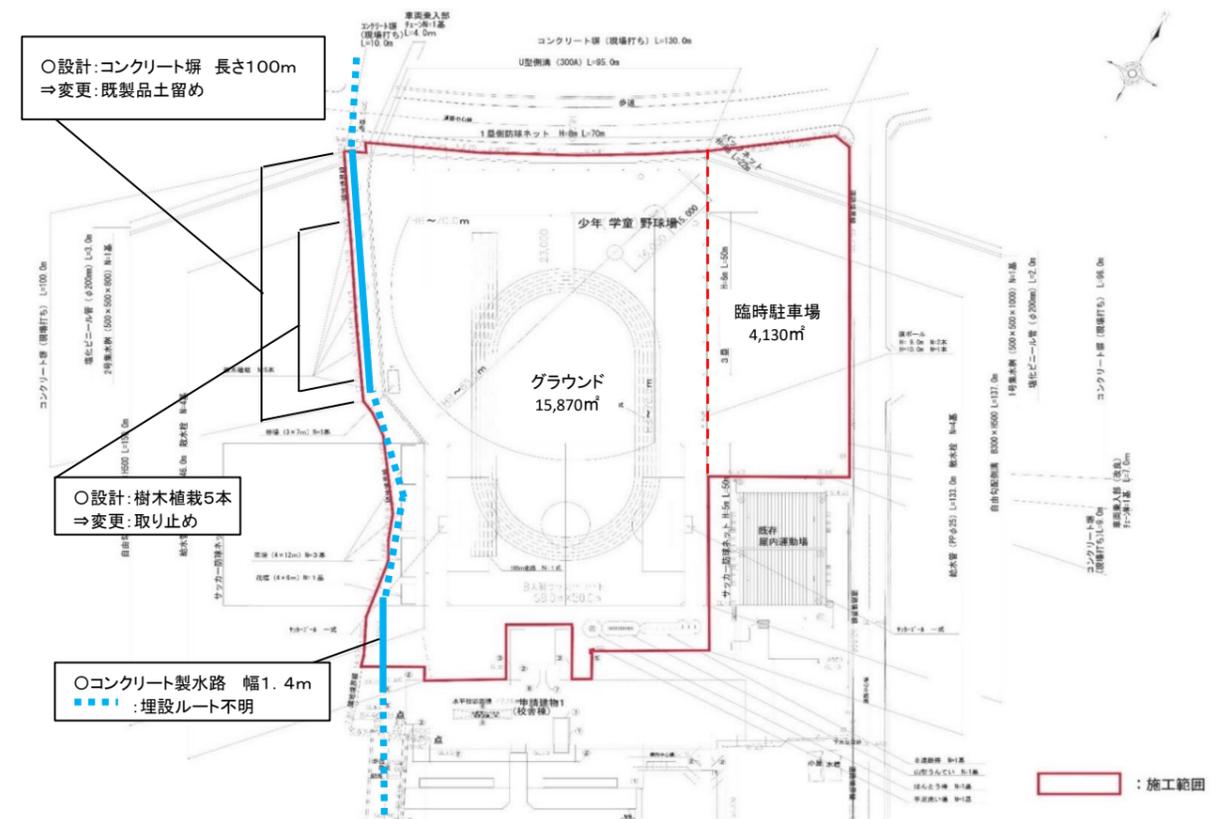
【工事概要】

工事場所：青森市小柳四丁目6番1号
 小学校グラウンド舗装工等一式

案内図



配置図



コンクリート製水路



コンクリート塀とコンクリート土留めの比較 (イメージ)

